

改正

平成12年12月22日条例第38号
平成15年3月28日条例第8号
平成17年3月22日条例第9号
平成18年3月22日条例第7号
平成18年9月14日条例第24号
平成19年3月19日条例第8号
平成21年3月30日条例第4号
平成25年12月13日条例第26号
平成27年3月20日条例第7号

上富良野町在宅福祉事業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、在宅福祉事業を実施することにより、日常生活に支障がある在宅の虚弱高齢者及び障害者等並びにその介護者の在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護認定者 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項及び第2項に定める町の認定（以下「要介護認定」という。）を受け、要支援者又は要介護者に該当すると認定された者をいう。
- (2) 虚弱高齢者 老衰や疾病等の理由により身体上又は精神上的の障害があるために、日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の者（自立判定者を含む。）をいう。
- (3) 障害者等 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定められた障害者手帳を有する者並びに北海道が実施する特定疾患治療研究実施要綱（昭和51年保健第1609号北海道民生部長通知）に定める治療研究対象疾患の者をいう。

(事業)

第3条 町長は、在宅福祉事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理容サービス事業
- (2) 移送サービス事業
- (3) 配食サービス事業
- (4) 除雪サービス事業
- (5) 電話サービス事業
- (6) 緊急通報システム事業

(事業の内容及び対象者)

第4条 前条に規定する事業の内容及び対象者は別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は特に必要と認められた者に対し、必要なサービスを提供することができる。
- 3 前2項の事業の対象者にあつては、介護保険料及び町税等において滞納がないものであること。

(利用の申請及び承認)

第5条 第3条に規定する事業を利用しようとする者は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により事業の利用を承認する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業の委託)

第6条 町長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(利用料)

第7条 第3条に規定する事業を利用する者は、事業に要する経費の一部（以下「利用料」という。）

として、他に定めのあるもののほか別表1に掲げる利用料を納入しなければならない。
 (利用料の減免)

第8条 町長は、次の各号に掲げる者の利用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 生活保護世帯の者

(2) 町長が特に認めた者

(検査等)

第9条 町長は、委託事業の適正を期するため、受託者に対して、当該委託に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月14日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

事業の種類	サービスの内容	対象者	利用料
理容サービス	居宅に理容師が訪問し散髪し頭髪の清潔を保持する。	要介護状態等により美容院に行けない者で、要介護3以上及び同程度の障害者等	1回 2,000円
移送サービス	入退院や通院又は在宅福祉サービスの利用、その他社会活動参加のための外出時等において、特殊車両で移送する。(ただし、介護保険法の規定により送迎に係る保険給付を受けることができるサービスを除く)	要介護状態等により普通車両での移動が困難な者で、要介護2以上及び同程度の障害者等	町内 片道250円 富良野市 片道1,250円 旭川市 片道2,500円 前記以外の地域 片道25km未満 1,250円 片道25km以上50km未満 2,500円 片道50km以上100km未満 5,000円 片道100km以上150km未満 10,000円
配食サービス	栄養に配慮された給食を、	独居及び高齢者のみの世	1食あたり

	定期的に居宅に訪問して食事を提供する。	帯並びにこれに準ずる世帯で、食事の準備が困難な、介護認定者及び虚弱高齢者並びに障害者等	主食及び副食 450円 副食のみ 350円
除雪サービス	日常生活の維持及び火災、急病等緊急時の通路を確保するため、冬期間の除雪を行う。	町民税非課税世帯の独居及び高齢者のみ世帯並びにこれに準ずる世帯で、除雪が困難な、介護認定者及び虚弱高齢者並びに障害者等	15分 75円
電話サービス	電話による安否や健康状態の確認、相談等を受ける。	独居及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯の者で独立して生活するのに不安のある、介護認定者及び虚弱高齢者並びに障害者等	無料
緊急通報システム	虚弱な高齢者等に消防に直接連絡できる通報システムを設置する。	独居及び高齢者のみの世帯等で介護認定者、虚弱高齢者、障がい者等の方	年間 生活保護世帯 無料 町民税非課税世帯 3,000円 町民税課税世帯 6,000円